

2026年度 千葉工業大学大学院「学生総合補償制度のご案内」別冊

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に疾病保険特約、疾病による学業費用補償特約等各種特約をセットしたものです。
保険契約者	学校法人 千葉工業大学
保険期間	2026年4月1日午後4時から2028年4月1日午後4時まで2年間となります。（長期契約です。）
申込締切日	2026年3月31日
引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等	引受条件（保険金額等）、保険料は『千葉工業大学大学院（2026年度）学生総合補償制度のご案内』に記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	千葉工業大学大学院の学生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者（保険料負担者）としてご加入いただきます。
被保険者	千葉工業大学大学院の学生（「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」）にかぎりします。
扶養者	育英費用補償特約、学業費用補償特約、疾病による学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者を指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方（収入の最も多い方）にかぎりします。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合（下宿学生等）は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。
お支払方法	専用のコンビニ払込票でのお支払いとなります。
お手続き方法	別紙『ご加入手続きについて』をご参照のうえ、お手続きください。 （注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2028年4月1日午後4時までとなります。WEB申込の場合は、郵送されるコンビニ払込票に記載の支払期限までにお支払いください。なお、WEB申込での中途加入の申込は2026年10月31日締切の2026年11月1日始期まで可能です。以降は郵便振替での申込となります。郵便振替の場合は、株式会社シー・アイ・ティ・サービスにご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の株式会社シー・アイ・ティ・サービスまでご連絡ください。
その他ご注意	団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【お子さま本人のケガの補償】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。
「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$	⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数 (1,000日限度)}$	
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10(\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> & \text{手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5(\text{倍}) \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数 (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

【お子さま本人の病気の補償】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
お子さまの補償 疾病（病気）の補償 疾病 入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合に、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
お子さまの補償 疾病（病気）の補償 疾病 手術保険金	以下の（1）または（2）のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 （1）保険期間中に疾病を被り、その疾病の治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術^{（※1）}を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^{（※2）} ③放射線治療に該当する診療行為 $\begin{aligned} <\text{入院中に受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 10 (\text{倍}) \\ <\text{外来で受けた手術の場合}> \text{疾病手術保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times 5 (\text{倍}) \end{aligned}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術（レーシック手術等） など （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 （2）骨髄幹細胞採取手術^{（※1）（※2）}を受けた場合は、保険期間中に確認検査^{（※3）}を受けた時を疾病を被った時とみなして、（1）と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 （※1）組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 （※2）ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 （※3）「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下（1）から（4）までの制限があります。 （1）時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （2）同一の手術（同一の先進医療に該当する手術を含みます。）を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^{（※1）}に該当するときは、同一手術期間^{（※2）}に受けた一連の手術^{（※1）}については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 （※1）一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 （※2）同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 （3）医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 （4）放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤傷害 ⑥妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等^{（※）}の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など （※）「療養の給付」等 公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い額を支払います。

- ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

【賠償の補償】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償の補償	借家人賠償 (国内のみ 補償) (注1)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借戸室を火災・落雷・破裂爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※)被保険者には以下の1または2のいずれかに該当する者を含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。	①故意 ②心身喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き落とし後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

【物の損害の補償】

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	学生 生活用動産 (国内のみ 補償) (注1)	日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、学生生活用動産の保険金額を限度(※4)とします。 (※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額)火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし 盗難の場合：10万円 その他の場合：1万円 (※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、契約年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)建物外に持ち出している間も補償されます。 (注2)次のものは生活用動産に含まれません。 ①通貨、手形その他の有価証券(小切手を除きます。) ②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに類する物 ③稿本、設計書、図案、証書(公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。)、帳簿その他これらに類する物 ④貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに類する物 ⑥ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑦自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物、植物等の生物 ⑨携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑩コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑪ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色またはねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

【扶養者の方に万一のことがあったときの補償】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
育英費用 （国内外補償） （注1） （注2）	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合など
特別費用 学業費用 （国内外補償） （注1） （注2）	扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ① 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ② ①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 （※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 （注）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合など
疾病による学業費用 （国内外補償） （注1） （注2）	扶養者^(※1)が保険期間中に扶養不能状態^(※2)となり、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の費用に対して、保険金をお支払いします。 ●疾病学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用（授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等）をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、疾病学資費用の保険金額を限度とします。 （※1）「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 （※2）「扶養不能状態」とは、疾病を発病し、その直接の結果として死亡したことにより、被保険者を扶養できない状態をいいます。 （※3）「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合など

（注1）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

（注2）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

【弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
弁護士費用(注1) 弁護士費用 保険金 ＋ 法律相談・書類作成 費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下1・2のいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。 1. 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2. 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりします。 <table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td>弁護士費用 保険金</td><td>弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%) </td></tr><tr><td>法律相談・ 書類作成 費用保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円 </td></tr></table> (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の ①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ① 被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ② 保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりします。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりします。 (※3) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用 保険金	弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)	法律相談・ 書類作成 費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。 ⑫被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 ⑬環境汚染 ⑭環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑮騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑯電磁波障害 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 【各トラブル固有の事由】 左記1に該当する場合 ⑰自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑱医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑲あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑳薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ㉑身体美容または整形 など
	保険金種類	お支払いする保険金の額						
弁護士費用 保険金	弁護士等への委任(※3)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝ 損害の額×(100%－自己負担割合10%)							
法律相談・ 書類作成 費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※3)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、契約年度ごとに、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝ 損害の額－自己負担額 1,000円							

(注1) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

(注2) 複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
原因事故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。 原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html)	
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
【1回の入院】	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の疾病（前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係があると認められる疾病を含みます。）により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いすべき入院中に、保険金をお支払いすべき他の疾病を被った場合は、当初の入院とその後の他の疾病による入院を合わせて1回の入院とみなします。	
【放射線治療】	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（※）。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※） 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	
弁護士等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。	
保険金請求権者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。	
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間中に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。	
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
【契約年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公正な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★学校の種類（疾病による学業費用補償特約をセットする場合）
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
 - （※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病に対しては、保険金をお支払いできません。
ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）より前に発病（※2）した疾病であっても、ご加入初年度の契約が継続されており、ご加入初年度の保険期間の開始時（※1）からその日を含めて2年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - （※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - （※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じこれらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ・加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ・ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - ・団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 - ・被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ＜重大事由による解除等＞
 - ・保険金を支払わせる目的で支払事由等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ＜他の身体傷害または疾病の影響＞
 - ・すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

- ・保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 - *中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に始まります。

5. 事故が起きた場合の取扱い

- ・保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日（疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出ください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③ 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦ 損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 疾病保険特約にご加入の場合、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して 1,000 日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険金は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

- (1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(※)までが補償されます。

(※) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されるご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。



もう一度ご確認ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | ☐ 保険期間 | ☐ 保険金額 |
| ☐ 保険料、保険料払込方法 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと | |

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。

【疾病による学業費用補償特約をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 加入依頼書の「学校の種類」欄へ正しく告知されていることをご確認いただきましたか。

3 お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

[illegible]

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

株式会社シー・アイ・ティ・サービス 担当：小野寺、西岡、茂木、中内
〒275-0023 千葉県習志野市芝園2-1-1
TEL:047-454-9776 FAX:047-454-9771
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
千葉支店 法人支社
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港8-4
TEL:043-243-3086 FAX:043-243-3064
（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

■保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808＜通話料有料＞

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp>）

■事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

※このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。